

スウェーデンの協約年金について

小野寺 百合子

スウェーデン社会研究所

1 スウェーデンの年金制度

a) 公的年金

スウェーデンの年金は、第2次世界大戦の終戦直後から公的部門において改訂が始まり、その後は綿密な計画の通りに発展し、1970年には、国民全般に対して生活の基本を保障する国民年金（AP）がほとんど完成した。いいかえれば国民全部を対象に、老齢と心身障害と稼ぎ手喪失事故に対して、一律の所得保障ができ上ったのである。

次いで1960年には、政治的大波乱の末に漸く国民付加年金（ATP）が発足した。これは現役時代の労働報酬に見合う額の年金を、APの上に上のせする制度であって、経過措置として30年を20年に短縮して1980年に一応成熟した。これで労働するものすべてに、退職後または労働不能になったときの所得保障が、一段と豊かになったのである。以上が年金の公的部門であるが、このほかに私的部門が存在する。

b) 私的年金

スウェーデンにはもともと企業年金の歴

史は古く、企業それぞれの考え方でかなり有利な年金を出していたものもあり、それの無いものとの格差は大きかったし、横の連絡もなかった。

国家公務員と地方公務員は格別の年金制度を持っており、公的年金APとATPの上にさらに上のせする年金の支給を受けていた。

それが個別の労働者組合が連合会を結成し、経営者連盟との間に統一した企業年金の協約を結ぶに至った。

スウェーデンの労働者組合は日本とは違って、ホワイトカラーとブルーカラーはそれぞれ別々の組合をつくっているので、連合会もはっきりと二つに分れている。年金制度にしても、ホワイトカラーの組合ではすでに1960年以来、個々に経営者連盟と交渉をはじめ、1977年には全組合の連合会をつくり、国家・地方公務員組合をも統合して、商工業サラリーマン補足年金（ITP）を完成させた。

一方ブルーカラー労働者組合連合会は、1976年に同じく経営者連盟との間の協約が成立し、ITPに準ずる労働者特別補足年金（STP）を発足させることができ

た。

公的年金に対する私的年金は、今では ITP と S T P が併立していて、勤労者はそのいずれかに属しているから、誰でも公私両方の年金権を持っていることになる。

c) 基 础 額

公私いずれにしても年金制度では常に基礎額 Basbeloppet がものさしになる。これは ATP の発足時に制定されたもので、1957年7月の貨幣価値で4,000クローネと定められた。以後毎月の消費者物価指数に3%以上の変動があれば、翌月基礎額改訂が発表され、翌々月実施される。基礎額の推移は次の通りである。

基 础 額			
1960	4,200	1973	7,300
1961	4,300	1974	8,100
1962	4,500	1975	9,000
1963	4,700	1976	9,700
1964	4,800	1977	10,700
1965	5,000	1978 1月	11,800
1966	5,300	4月	12,600
1967	5,500	1979 1月	13,000
1968	5,700	6月	13,500
1969	5,800	1980 1月	13,900
1970	6,000	7月	15,400
1971	6,400	1981 1月	16,700
1972	7,100	1982 1月	17,800

2 公 的 年 金

a) 国民年金 AP Allmän

Folkpension

国民年金の給付額は、1969年から、単身で基礎額の90%，夫婦で150%で

あったが、1976年に年金年齢が67才から65才に引下げられたとき、単身で95%，夫婦で155%となった。

これが国民年金の本体であるが、国民年金だけあるいは国民年金以外の収入がごく少しある年金者には、1969年以来年金割増制度がある。これは発足以来、毎年、基礎額に対するパーセンテージが増加していったが、目標に達したので1981年以降は、収入が単身で基礎額の140%（身障者は185%），夫婦で245%以下の年金者に対して、それぞれその額に達するまでの割増を支給することになった。

国民付加年金の成熟、協定年金の整備によって、将来は国民年金に上乗する年金を得る人がだんだん多くなる見込みであるので、国民年金しか収入のない人を援助する目的で支給される割増であるが、これを受け取る人は減少していく筈である。

年金の種類は65才を年金年齢とする老齢年金と、労働能力半減以下の障害者に支給する早期退職年金と、遺族年金の3種である。

b) 国民付加年金 ATP Allmän

Tilläggspension

これは現役労働時代の所得に比例する年金で、紓余曲折の末に1960年漸く発足した。

これは各人の所得のうちから基礎額を差し引き、基礎額の7.5倍までの間を年金基本収入として、毎年

$$\frac{\text{年金基本収入}}{\text{基礎額}} = \text{年金点数}$$

の計算で年金点数をプールする。年金年齢

海外の動き

に達したとき、最高15年間の点数の平均を当人の決定点数とする。年金額の計算は、支給時点の基礎額を用い

$$\text{基礎額} \times \text{決定点数} \times \frac{60}{100} = \text{年金額}$$

とする。

年金の種類は国民年金と同じで、老齢年金と早期退職年金と遺族年金である。

c) 部分年金 Delpension

1976年に制定された部分年金は、高齢労働者が勤労生活から退職生活へ円滑に移行できるように計画されたものであって、60才から65才の間に常勤からパートタイムに変る場合に、申請すれば支給され、65才以後の老齢年金とは全然関係ない。部分年金の資格は、45才以後に10年以上ATPの年金点数を持っていることと、受給直前の12カ月のうち5カ月を労働したことと、パートタイム労働時間が週17時間以上で常勤より5時間以上の減少が条件となっている。

部分年金は減少した収入の50%を補足するものであるが、収入のうち基礎額の7.5倍を越える部分については除外される。

d) 年金財政

以上3種の公的年金のうちで、国民年金と部分年金の保険料は目的税として国庫に納入され、支給は国庫から出される。ATPの保険料は4種の年金金庫に納入され、年金はそれぞれの金庫から支給される。

保険料の支払いは、被用者ではなくすべて企業主である。そのため企業主は労働者各のために、給与以外に他の社会保険料とともに年金の保険料も全額を支払わなければならない。企業主の負担する給与以外

の額は次の通りになっている。

企業主負担の社会保険料 1981		
健康保険	支払い給与額の	10.60%
国民年金	"	8.30
部分年金	"	0.50
労災保険	"	0.60
労働保健費	"	0.10
失業保険と労働市場援助費	"	0.40
労働市場訓練費	"	0.40
成人教育費	"	0.25
給与保証費	"	0.20
児童保育費	"	2.20

A TP 支払い給与のうちから

以下を差引いた額の 12.25%

a) 基礎額

b) 基礎額の7.5倍を越える分

c) 65才以上の従業員の給与

(支払い給与額の9.2%となる)

以上の外に一般企業主費2%を含め、法律で規定されている負担分が支払い給与の約36.5%になる。協定年金の保険料はこのほかに支払わなければならない。

3 商工業サラリーマン補足年金

I TP Industrins Tilläggs-pension för tjänstemän

a) I TPの推移

ホワイトカラー労働者組合は大きくわけて二つの連合会に属している。すなわちサラリーマン中央組織 TCO Tjanstemanens Central Organisation と専門職員中央組織 SACO Sveriges Akademikers Central Organisation の二つである。

ITPの始まりはTCO 下の三つの組合、管理職組合 SALF と産業従業員組合 SIF と商業従業員組合 HIF が、企業ごとにあった企業年金を各組合でまとめて、1960年に経営者連盟 SAFとの間にそれぞれ協定を結んだことである。

1969年には、経営者連盟との交渉は、個別組合から組合連合会の団体交渉に発展した。

それが1974年になると、国家・地方公務員組合 SR の年金と民間ホワイトカラー労働者組合の年金とは同レベルとなり、公務員が民間企業に転職した場合に、保険期間の通算ができるようになった。

1977年には新しくTCOとSACOの傘下組合を総括して民間サラリーマン連盟 PTK Privat Tjänstemanna Kartellen が結成され、PTKと経営者連盟との間に新しいITP協定が結ばれた。国家・地方公務員組合はPTKと並立して、ITP協定が適用されることになった。これは1982年3月31日まで有効である。

b) ITPの概要

1) 被保険者

民間商工業のサラリーマンで、年金資格は28才よりつく。

2) 老齢年金

年金年齢は65才で、完全年金のための勤務期間は360カ月(30年)で、不足の1カ月につき $\frac{1}{360}$ 減額となる。

年金額は最終給料が

基礎額の7.5倍までは	10%
" 7.5~20倍の間の分は	65%
" 20~30倍の間の分は	32.5%で、

本人の意志による繰上げ支給は55才からで、かなり減額となる。62才になっていれば減額は少くなり、それまでに保険料支払い期間を満たしていれば完全年金が受けられる。また繰延べ支給は増額となる。

3) 部分年金

公的年金の改訂に伴い、1981年1月から協定が新しくなった。資格条件は公的年金の部分年金と同じである。したがって給料が基礎額の7.5倍までは、常勤とパートタイムの差額の50%が公的部分年金の上にITPからも出て、常勤時代と同収入となる。給料がそれ以上の場合には、基礎額の7.5~20倍については65%, 20~30倍では32.5%となる。

4) 傷病手当

労働能力が50%以上低下した場合に、公的健康保険では給料(ただし基礎額の7.5倍まで)の90%を傷病手当で保障する。ITPでは90日(3ヶ月)間は待期する。その後なお傷病手当の必要な場合には、手当額が給料の95%になるように、ITPは公的傷病手当を補足する。

5) 早期退職年金

労働能力の低下が固定して、傷病手当から早期退職年金に転ずる場合、給料が基礎額の7.5倍までは

$$AP + ATP + ITP = \text{給料の } 80\%$$

になるように、ITPは公的早期年金を補足する。

障害度が労働能力以下で、完全早期退職年金の受給者である人の給料が、基礎額の7.5倍を越えていた場合には、老齢年金と同様の計算方法で、ITP早期退職金が

海外の動き

出る。

6) 遺族年金

配偶者年金の条件は、被保険者が60才以前に結婚していたか、結婚生活5年以上であったか、2人の間に共通の子があったかのいずれかである。公的年金では寡婦だけが対象であるが、IPでは男やもめも同格である。

寡婦については、被保険者の給料が基礎額の7.5倍までは公的年金があるのでITPでは考慮されない。男やもめには公的年金が無いので、その部分に対し給料の20%が支給される。7.5倍を越えた部分に対しては、7.5～20倍までは32.5%，20～30倍までは16.25%が支給になる。

特別寡婦年金というのは、ATPの寡婦年金では資格のない結婚生活5年以下、または2人の間に子のない寡婦に基礎額の26%を支給する。

遺族年金の配分割合は

子のない配偶者には 遺族年金の100%

配偶者と1子	130
" 2 子	150
" 2 子以上	150+10 (1子につき)

子だけの遺族には

1 子	75%
2 子	110
3 子	135
4 子	150
4 子以上	150+10 (1子につき)

子供は20才まで資格がある(APでは18才、ATPでは19才まで)。

死んだ被保険者が完全年金期間を満たしていないときは、基本年金額が少ないから

遺族年金も少ない。

ITPでは資格のない遺族でも、勤労者団体生命保険でより広い範囲のものがカバーされる。これはサラリーマンにもブルーカラーにも共通の保険機構である(これについて次にSTPの項で述べる)。

c) 保 険 料

被用者ごとに、年齢と給料高によって保険料の算定割合が異なるが、平均すると年金基本収入の11%である。しかし各給料群の平均割合の1.5倍以上になってはならない。

保険料は全額企業主負担であって、個人は支払わない。

d) スウェーデン職員年金金庫

SPP Svensk Personal Pension Kassa

ITPを運営しているのは、スウェーデン職員年金金庫と称する相互保険会社である。

以上述べたITPの協約事項は原則であって、この協約の結ばれた時点ですでに中高年である被保険者については、給付割合にも満期勤務期間にも経過措置がとられ、1911年生まれ以降の人々は、減額ながらこの制度に組み入れられている。それ以前に生れた人々については、1907年生まれまでは、従前の制度による年金が顧慮される。

4 ブルーカラーの協約年金

a) 特別補足年金 STP Special Tilläggs Pension

民間ブルーカラー労働者の収入は給料ではなく賃金である。ブルーカラー労働者組合連合会 L O は経営者連盟との間に協定を結んで、1976年ようやく特別補足年金を発足させた。しかし S T P では老齢年金だけを取り扱い、傷病手当と早期退職年金は、S T P とコンビを組む協定団体傷害保険

A G S Avtals Grupp Sjuk Försäkring が取扱う。

また遺族年金は、後述の勤労者団体生命保険 T G L Tjänste Grupp Liv Försäkring が取扱う。

b) 老齢年金 —— S T P

完全年金の資格は 65 才以上で、30 S T P 年（1 S T P 年は労働時間が年間 832 時間以上）を持っていることである。30 S T P 年に足りない 1 S T P 年ごとに年金は $\frac{1}{30}$ 減額となる。年金権取得年齢は 28 才であるが、老齢年金には次の条件がある。
1) 55 ~ 64 才の間に少くも 3 S T P 年があること、2) その 3 S T P のうち少くも 0.25 S T P 年は 63 才か 64 才に持っていること。

年金の対象となる収入は、55 ~ 59 才の 5 年間のうちの最良の 3 カ年（基礎額の 7.5 倍まで）の賃金の平均である。

年金額は年金基本収入の $\frac{1}{10}$ である。

受給を 70 才まで延期すれば、年金額は 1 カ月につき 0.6 % 増額となるが、繰上げ支給の制度はない。

c) 傷病手当と早期退職年金 —— A G S

障害度 50 % 以上の障害者または傷病者に適用される傷病手当は、I T P と同じく公的傷病手当が出るだけである。3 カ月以

後は A G S から 1 日 3 クローネが公的傷病手当に補足される。

早期退職年金となると、A G S からの年金は公的 A T P の額によって決まってくるが、最低額として公私合計で月 90 クローネは A G S が保障する。

d) 遺族一時金 —— T G L

公的遺族年金の補足として遺族に支払われる一時金であるが、死んだ配偶者が退職者であれば適用されない。一時金の額は死者の年齢に反比例して少なくなるので、55 才以前の死亡に対しては基礎額の 6 倍であるが、64 ~ 65 才では基礎額だけとなる。17 才以下の子供があれば減額はなく、その上に子供に追加給付がつく。

全額給付のための条件は、労働を週 16 時間以上していたことで、16 時間以下 8 時間以上の場合は半額である。

e) 保険料

保険料は全額企業主負担で

S T P は年金基本賃金の 3.15%

A G S は " 1.45 % である。

f) 労働市場保険会社 AMF Arbets Marknads Försäkring

S T P, A G S, T G L は退職手当保険、労災安全保険とともに、労働市場保険会社によって運営されている。事務一切を任せているのは S P P である。

あとがき

このようにスウェーデンの年金制度のうちで、公的部門は全国民に均等であるのに反して、私的協約年金の方は、公務員を含むホワイトカラー年金とブルーカラーや年金

海外の動き

とは明瞭に区別されている。1932年から44年間政権を担当した社民党は、創立の初めから労働者組合連合LOと切っても切れない間柄であった。

社民党の一貫した方針は平等であって、社会のあらゆる分野で平等政策を実行し、成果を挙げ、世界に誇る福祉国家を築き上げた。

そこで、今回私的協約年金に見られるホ

ワイトカラーとブルーカラーの格差は、意外の感を禁じ得ない。これはこの国におけるホワイトカラー階層とブルーカラー階層の根深さが、おそらく想像以上のものであって、社民党政権とLOの並々ならぬ努力の結果、ようやくブルーカラーのためにもホワイトカラーに準ずる年金制度が出来上がったばかりというところなのであろう。